

議案第46号

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年4月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず」を「については」に、「に修了した場合には、同号」を「の間は、天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第1項第3号」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修を修了しているもの」に改める。

附則第3項中「新条例」を「天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に改め、「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員研修のうち最初のをいう。次項において同じ。）」を加える。

附則第4項中「新条例」を「天理市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。